

# ダム・発電関係市町村振興対策の 充実・強化に関する要望

令和4年7月22日

ダム・発電関係市町村全国協議会  
会長 辻 一幸

## ダム・発電関係市町村振興対策の 充実・強化に関する要望

ダム・水力発電施設が立地する我々市町村は、中山間地域等に所在し、これまで多くの犠牲を払いながら、水源地域として森林を形成し水資源を育み、「水」や「電力」の安定供給という、重要かつ公益的な役割を担うことで、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えてきた。

しかしながら、過疎化・少子高齢化の進行や財政基盤の脆弱化等に加え、気候変動による集中豪雨が頻発化・激甚化する中で渇水期における飲料水・生活用水の確保等、治水・利水対策を行うには水源地域は極めて厳しい状況にある。

他方、2050年カーボンニュートラルの実現が宣言され、エネルギー基本計画における再生可能エネルギーの主力電源化や、地域脱炭素ロードマップの決定等、国民から地域に賦存するエネルギーへの関心が急速に高まっている。こうした中、持続可能かつクリーンで安全な水力発電の安定供給等を図ることが求められているとともに、国土保全、水源のかん養、河川環境の維持・保全を通じた水資源の開発や、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指す水資源政策の実現には、水源地域の視点に立った地域振興対策の充実・強化が不可欠である。

全国に点在する純国産エネルギーである水力発電を再評価し、水力発電の容量を拡大するとともに、流域住民の安全を確保し、水源地域の再生、環境と調和した地域主体の水力発電の推進を図るため、次の事項の実現を強く求める。

## 1. 電源立地地域対策について

[総務省、経済産業省、国土交通省]

### (1) 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当部分)の恒久化措置等について

① 発電施設所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

② 揚水発電の果たす役割を適切に評価し、活用・整備を促進するとともに、一般水力発電の 2 分の 1 となっている揚水発電の交付金単価を一般水力発電と同等とすること。

### (2) 発電施設所在地域の振興のため、電力移出県等交付金相当部分に係る市町村枠の拡大を図るとともに、一定の電力を移出する市町村に対する電力移出市町村交付金を創設すること。

### (3) 電源立地地域対策交付金に係る各種交付金の対象を、出力が 1,000kW 未満の発電施設が所在する市町村にも拡大するとともに、中小水力発電の導入促進のための技術指導、情報提供等、関連施策の充実・強化を図ること。

### (4) 水利権の許可・更新に当たっては、地元市町村の意見を十分に尊重し、環境に配慮した十分な河川維持流量を確保すること。また、水質保全、生態系の維持等に支障がある場合は、更新時に行うこととされている河川維持流量の確保について、地元市町村長の申し出により、期間更新前に行うことができるようにすること。

## 2. 水源地域対策について

[内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]

- (1) 「ダム再生ビジョン」において、水力発電を積極的に導入していることを踏まえ、既設ダムの設備更新・改修、発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加並びに地域振興を推進するとともに、十分な予算措置を講じること。
- (2) 国は、地域の健全な水循環の維持又は回復に向けた取組をけん引する人材の育成、市町村等が策定する流域水循環協議会等における財源の確保や体制整備、流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等を強化すること。
- (3) 水源地域の環境を保全し、上下流にわたる河川環境の改善を図るため、以下の事項を推進すること。
  - ① 既設ダムによる水質や流量等流況の変化が生態系に影響を与えないよう、万全を期した対策を推進すること。また、河川管理者、自治体、事業者、内水面関係者等が連携した環境改善対策を推進する体制整備を促進すること。
  - ② 魚道の設置など生物生息環境及び河床環境の改善対策を推進すること。
  - ③ 親水や教育等に配慮した河川周辺の整備を促進すること。
  - ④ 合併浄化槽、集落排水、下水道の整備等により、ダム湖水質の改善を推進するとともに、助成措置を拡充すること。
  - ⑤ ゴミや廃棄物等の不法投棄及び河川等への流入防止対策を徹底すること。
- (4) 総合水系環境整備事業を着実に実施するとともに、実施に当たっては地元市町村の意見を尊重すること。
- (5) 水源地域における道路整備を推進すること。

- (6) 水源林保全のため、水源林造成事業を推進するとともに、放置山林対策を強化すること。
- (7) 森林管理システムが円滑に運用されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に向けた国及び都道府県による支援の強化を図ること。
- (8) 外国資本による水源地域の買収に対する実効ある規制対策を講じること。

### 3. 水源地域の防災対策等について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 近年、集中豪雨による流木災害等の山地災害の頻発・激甚化やダム湖岸の崩落の危険性が高まっていることを踏まえ、砂防設備や治山施設等の設置、森林の整備等、山地防災力の強化に向けた取組や、流域治水関連法に基づく「流域治水」の取組を推進すること。
- (2) ダム貯水池における堆砂は、その治水・利水機能の低下のみならず、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めるとや支援策の拡充を図ること。

### 4. 地域が主体となった小水力発電の導入促進について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 自治体等地域が主体となり、地元への一定の利益還元を伴う水力発電の導入に対する調査、発電設備、系統連携設備等を対象とした助成制度の大幅な拡充を図ること。
- (2) 小水力発電機の汎用化や性能向上による低コスト化に向けた技術開発を強力的に推進すること。

- (3) 小水力発電の導入に係る水利権許可手続きや森林法、自然公園法等については、市町村の意向を踏まえた弾力的な運用を可能とし、あわせて開発リードタイムの短縮化を図ること。
- (4) 小水力発電の導入に対する理解促進を図るための地元協議に対する支援の拡充を図ること。

## 5. 地域との連携による水力開発体制の再構築について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 既設ダムの有効活用等、水力発電の拡充と水源地域の再生を図るため、政府、発電事業者、自治体等関係者が一体となった横断的かつ総合的な議論の場を設置すること。
- (2) 水力発電の果たす役割や水力開発に対する国民や住民の理解を促進するための広報対策を強化すること。
- (3) 水力発電に関する技術の継承を図るための専門家の育成を拡充するとともに、水力開発を行う自治体に対する支援体制を強化すること。

## 6. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 流水占用料等については、その用途の明示を促進すること。
- (2) 過疎債における水力発電施設の新設や更新・改修等について、売電出力割合の見直し等、適用条件を緩和すること。